

「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」名簿

平成 24 年 12 月
日本証券業協会

座 長	翁 百 合	(日本総合研究所 理事)
副座長	岡 野 進	(大和総研 常務執行役員)
委 員	宇 野 淳	(早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授)
"	菊 池 哲 郎	(毎日新聞社 客員編集委員)
"	佐 藤 淑 子	(日本 I R 協議会 事務局長・首席研究員)
"	野 尻 哲 史	(フィデリティ投信 フィデリティ退職・投資教育研究所所長)
"	松 岡 真 宏	(フロンティア・マネジメント 代表取締役)
"	ロバート・アラン・フェルドマン	(モルガン・スタンレーMUF G証券 マネージング・ディレクター チーフ・エコノミスト 債券調査本部長)
オブザーバー	木 野 内 栄 治	(大和証券 投資戦略部部長)
"	楠 雄 治	(楽天証券 代表取締役社長)
"	多 賀 谷 彰	(東京証券取引所グループ 渉外広報部長)
"	田 村 浩 道	(野村證券 チーフストラテジスト)
"	村 上 雅 昭	(東海東京証券 営業戦略本部副本部長 執行役員)

以上 13 名
(敬称略・五十音順)

「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」の設置について

平成 24 年 9 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の目的

我が国の経済を支える証券市場の活性化は急務であり、個人金融資産など民間の活力を生かすことが重要である。我が国には優れた技術を持つ企業、産業が多く存在するなど、個々の企業については客観的に評価されている点も多く、資産運用の場としての証券市場は引き続き魅力的であると考ええる。

については、こうした日本市場や日本企業の重要性や魅力を再認識するとともに、国内外でのプレゼンスを高めるための積極的な情報発信に向けた課題について検討するため、本協会会長の諮問機関として、「日本市場や日本企業の再認識と情報発信を考える懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 日本市場が持つ強みと弱みの再認識
- (2) 積極的な情報発信に向けた方策
- (3) その他

3. 構成

- (1) 懇談会は、委員 10 名程度で構成する。
- (2) 懇談会の委員は、会員、発行会社、投資家、市場関係者及び有識者から会長が選任する。
- (3) 懇談会には座長を置く。
- (4) 座長は、必要に応じ、他の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

4. 運営

- (1) 懇談会は、検討事項について意見交換、取りまとめに向けて集中的に議論を行い、適宜、証券戦略会議等に報告を行うとともに、平成 25 年 6 月末までに報告書の取りまとめを行う。
- (2) 全国の企業・地域の魅力の掘り起し、積極的な情報発信のため、会合を地方都市でも開催する。

5. 事務局

懇談会の事務局は、日本証券業協会 企画部及び広報部が担当する。

以 上

法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱

平成 24 年 12 月 18 日

日本証券業協会

本年 10 月 16 日の自主規制会議において、「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」が取りまとめられ、法人関係情報の管理態勢に係る対応として、法人関係情報の管理等に関連する自主規制規則等に関する事項について検討することとされた。

この対応方針に基づき、自主規制会議の下部ワーキング・グループである「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、本年 11 月から具体的な検討を行っているところである。

今般、当該ワーキング・グループにおけるこれまでの検討状況等を踏まえ、下記のとおり、法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱を取りまとめた。

なお、法人関係情報の管理態勢に係る整備については、本対応要綱に基づき、引き続き、自主規制会議及びワーキング・グループ等において検討を進めることとする。

記

1. 基本方針

協会員における法人関係情報の管理態勢に関する自主規制規則としては、既に「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」（以下「法人関係情報規則」という。）が制定されており、協会員に対し、法人関係情報に関し社内規則の制定等により、管理態勢の整備を求めているところである。

その状況については、今般の事案を受け、会員向けに実施した法人関係情報の管理態勢の自主点検の結果において、各社とも、その規模や実態に応じて、社内管理態勢の整備を図り、法人関係情報の管理を行っていることが、概ね確認された。

また、会員各社の自主点検において課題として報告された内容については、法人関係情報規則において規定されている事項に概ね含まれており、各社の課題に対する本協会の対応としては、何より協会員が法人関係情報規則をより適切に運用することができるような管理態勢の整備を促すことが肝要であることが確認された。

このような状況を踏まえると、法人関係情報規則のより適切な運用に資するため、今般の事案を踏まえ、協会員の業態や規模に応じて、法人関係情報管理において留意すべき事項や協会員が社内規則において定めるべき事項について、具体的な例を示すことが有効であると考ええる。

については、法人関係情報の管理態勢の整備に係る基本方針としては、法人関係情報規則において、本協会が法人関係情報規則の運用に関する考え方（「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方（以下「法人関係情報規則の考え方」という。））を定める旨を規定し、「法人関係情報規則の考え方」において、法人関係情報規則の運用上の留意事項などについて、具体的な例を示すことが適当であると考ええる。

2. 対応の概要

対応方針	対応要綱（検討状況）
1. 法人関係情報の取扱いの厳格化 法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報（以下「示唆情報」という。）や他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報の伝達・利用に関する規制について	「規則の考え方」において、法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報や他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「関連情報」という。）の具体例を示すとともに、不公正取引を防止するため、法人関係情報及び関連情報を不正に伝達・利用することを禁止するなど、社内規則に定めるべき事項を例示する方向で検討を行っている。
2. 営業部門と法人関係部門の関係の見直し 営業部門から法人関係部門に対する不正な追及、詮索などを規制することについて	「規則の考え方」において、営業部門の者が法人関係部門又は管理部門に対して行う、法人関係情報や関連情報の不正な追求、詮索に該当すると考えられる行為を禁止するなど、社内規則に定めるべき事項を例示する方向で検討を行っている。
法人関係部門から営業部門に法人関係情報を伝達する場合の手続の厳格化について	「規則の考え方」において、業務上必要な場合を除いて、営業部門に法人関係情報を伝達することを禁止するなど、社内規則に定めるべき事項を例示するとともに、法人関係情報を伝達する際の管理部門における具体的な社内手続を例示する方向で検討を行っている。
3. 営業部門における内部管理態勢の強化 営業部門による情報漏えいを防止するための措置を各社の社内規則で定めることについて	「規則の考え方」において、法人関係部門以外の部門における情報管理の徹底及びモニタリング態勢の整備に係る具体的な取組みを例示する方向で検討を行っている。

対応方針	対応要綱（検討状況）
4. 営業部門と顧客の関係の見直し 顧客から不当な（あるいは執拗な）情報要求があった場合の対応について	「規則の考え方」において、顧客から不当な情報提供の要求があった場合の対応を、社内規則に定めるべき事項として例示する方向で検討を行っている。
顧客に対する「法人関係情報の取得を示唆する情報」などの提供を規制することについて	「1. 法人関係情報の取扱いの厳格化」を参照
5. 調査部門及びアナリストに対する規制の見直し アナリストが、営業部門から法人関係情報等に関する問合せを受けた場合の対応について	「規則の考え方」において、調査部門及びアナリストに対して、法人関係情報及び関連情報を詮索する行為並びにそれに対して調査部門及びアナリストが回答する行為を禁止するなど、社内規則に定めるべき事項について例示する方向で検討を行っている。 - アナリスト・レポートの作成、公表を自社において制限する、いわゆるブラックアウトの運用が公募増資等を推知させる結果となっているとの指摘があることから、ブラックアウトのあり方について、運用の統一やそれに伴う関係規則改正の可否等について検討を行っていく。
6. 社内のモニタリング態勢の強化 - 日常的なモニタリング態勢の構築について - 法人関係情報管理に係る社内検査について、定期的な検査のほか、必要に応じた随時の検査を行うことについて	- 法人関係情報の管理態勢の充実を図るため、「法人関係情報規則」において「定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない」旨を規定する。 「規則の考え方」において、自店検査や日常的なモニタリングを行う態勢を構築することなど、社内規則に定めるべき事項を例示する方向で検討を行っている。 - また、自店検査や日常的なモニタリングの内容として、書類の保管状況、アクセス制限の設定状況、通話録音、電子メール等のチェックなど、具体例を示す方向で検討を行っている。

対応方針	対応要綱（検討状況）
7. その他 ・公募増資公表前において株価の大幅な下落が認められる場合の対応	・発行会社が公募増資に関する公表を行う前において、当該発行会社の株価に大幅な下落が認められる場合、主幹事会員は、その要因の分析に努め、発行会社に対して情報提供するとともに、公募増資の日程等について協議を行う、との方向で検討を行っている。 （注）現行の引受規則において、株価等の動向等を厳正に引受審査することとしている（引受規則 17 条 1 項 1 号ホ、同細則 10 条 1 項 5 号）。¹
・公募増資に関する情報を利用したインサイダー取引又は公募増資に関する情報の漏えいが判明した場合の対応	・発行会社が公募増資に関する公表を行う前において、主幹事会員の役職員による当該公募増資に関する情報の漏えいが判明した場合、当該主幹事会員は、発行会社に対して事実関係を報告するとともに、当該引受けを行ってはならない、との方向で検討を行っている。 ・発行会社が公募増資に関する公表を行う前において、当該公募増資に関する情報を利用したインサイダー取引（発行会社の役員によるインサイダー取引及び主幹事会員の役職員から公募増資情報が伝達されたインサイダー取引を除く。）が判明した場合、発行会社に対して事実関係を報告するとともに、公募増資の日程等について協議を行う、との方向で検討を行っている。 （注）現行の引受規則において、発行会社の役員が、未公表の公募増資情報を利用したインサイダー取引を行ったことが判明した場合には、引受けを行ってはならないこととしている（引受規則 34 条 1 項）。

以 上

¹ また、過去の株価等を発表資料で公表（可能な範囲で有価証券届出書にも記載）するよう、発行会社に要請することとしている（引受規則 22 条 1 項、23 条）。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則（平 22. 4. 20）

（目 的）

第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 法人関係情報

金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。

2 管理部門

法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。

3 法人関係部門

主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性の高い部門をいう。

（法人関係情報の管理部門の明確化）

第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。

（社内規則の制定）

第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項
- 4 法人関係情報の伝達手続に関する事項
- 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項
- 6 禁止行為に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

（法人関係情報を取得した際の手続）

第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続

を定めなければならない。

(法人関係情報の管理)

第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。

(管理態勢の充実)

第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的に検査を行わなければならない。

付 則

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」の設置について

平成 24 年 12 月 18 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、平成 21 年 2 月 17 日に「協会の役員に対する処分について―協会の役員に対する処分のあり方に関するワーキング報告書―」を公表し、処分の検討要素及び一級不都合行為者とする対象行為等について明示したうえで、平成 22 年 7 月、従来の 5 年間の採用禁止（二級不都合行為者）の延長上の措置として、無期限の採用禁止とする一級不都合行為者制度を導入し、重大違反者の業界からの排除を図っているところである。

このようななか、協会の役員が重大な社会問題に関与したとされる事案が散見されており、一級不都合行為者制度を拡充すべきとの意見がある。

については、現在整理されている不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しの可否を含め、役員に関する処分等のあり方全般について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しについて
- (2) その他役員に関する処分等のあり方について
- (3) 上記に関連する事項

3. ワーキング・グループの構成

- (1) 本ワーキング・グループの人数は、10 名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループのメンバーは、協会の実務に精通した役員及び学識経験者のうちから選任する。
- (5) 本ワーキング・グループには、主査の判断により必要に応じオブザーバーを置くことができる。

4. 日程及びワーキング・グループの運営

本ワーキング・グループは、外務員等規律委員会の意見も踏まえながら、平成 25 年 6 月までに結論を得ることを目途とし、その検討状況を適宜、自主規制会議に報告する。

5. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、規律本部規律審査部が担当する。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正（案） に対するパブリック・コメントの結果について

平成 24 年 12 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の一部改正（案）につきまして、平成 24 年 11 月 19 日から平成 24 年 11 月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見はありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」等の 一部改正について

平成 24 年 12 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、我が国社債市場の活性化を図るため、「社債市場の活性化に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置し、課題の整理、対応策の検討を行い、平成 24 年 7 月 30 日、懇談会報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」を取りまとめたところである。

今般、懇談会報告書で掲げられた対応策のうち、「社債の価格情報インフラの整備」の具体的な措置として、社債の取引の報告に係る規定の整備を行うため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 会員による社債の取引報告に係る規定を設ける。（規則第 11 条の 2 第 1 項）
- ② ㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、約定照合のための情報を同システムに送信したことをもって、社債の取引報告を行ったものとみなす。（規則第 11 条の 2 第 2 項）
- ③ 本協会は、会員が決済照合システムに送信した社債の取引に関する情報について、㈱証券保管振替機構から受領する。（規則第 11 条の 2 第 3 項）
- ④ 報告対象の取引等、社債の取引報告に必要な事項を定める。（細則第 6 条）

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

社債の取引に関する報告要領

平成 24 年 12 月

1. 本報告要領の位置づけ

本報告要領は、『「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」第 6 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告に関する事項を取りまとめたものである。

なお、本報告要領は、「2. 報告の目的」のために会員が行う報告（暫定対応における報告）を対象とするものである。

2. 報告の目的

（1）社債の取引状況の分析

社債の取引情報の公表の実施に向けて、取引情報の公表が社債の流動性等の社債市場に与える影響等について検証を行い、公表対象銘柄、公表方法及び公表日等を定めるため、報告された情報に基づき社債の取引状況の分析を行う。

なお、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキングにおける検証・分析においては、取引当事者の秘匿性の面から問題が生じないように留意する。

（2）公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上への活用

- ① 本協会では、平成 23 年 4 月より、指定報告協会員から報告があった気配値について、市場実勢に合った見直しが行われていないなどの状況が認められる場合、「管理レポート」を作成し、当該指定報告協会員に対してフィードバックを行う等の措置を講じている。市場実勢にあった見直しが行われているかを本協会が判断する際の参考資料の一つとして、報告された情報を参照する。

なお、分析結果の指定報告協会員に対するフィードバックにおいては、取引当事者の秘匿性の面から問題が生じないように留意する。

- ② その他、公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に活用する。

3. 報告対象

（1）報告対象の社債

金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する社債券（同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含み、社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債及び新株予約権付社債を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

イ 募集又は売出しが行われたものであること

ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること

したがって、次に掲げるものは、報告対象とはしない。

- ・ 社債ではないもの（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券（政府保証債、財投機関債、金融債等）、資産流動化法に規定する特定社債券、投信法に規定する投資法人債券、特定目的信託の社債的受益権）
- ・ 外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が発行した債券（サムライ債等）
- ・ 短期社債
- ・ 新株予約権付社債
- ・ 非公募債
- ・ 海外で発行された社債
- ・ 外貨建ての社債

（２）報告対象の取引

売買取引（現先取引を除く。）とする。

（注）日本銀行の社債買入は報告対象には含まない。

4. 報告義務者

上記3に規定する報告対象の社債の取引を行った会員とする。

ただし、㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、会員は決済照合システムに約定照合のための情報を送信することにより、規則第11条の2第1項の報告を行ったものとみなされる。このため、決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、実際には、会員が本協会に報告を行うことはなく、本協会は、㈱証券保管振替機構から社債の取引の情報を受領することとする。

5. 報告事項

会員が本協会に報告を行う社債の取引情報は、次に掲げる事項とする。

- ① ISIN 銘柄コード（証券コード協議会が付番する国際証券コードをいう。）
- ② 約定年月日
- ③ 決済年月日
- ④ 約定単価
- ⑤ 取引数量（額面金額ベース）
- ⑥ 課税玉・非課税玉の別

6. 報告開始時期・報告方法

(1) ㈱証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引

平成 25 年 1 月 1 日の約定分から開始する。

会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を㈱証券保管振替機構の決済照合システムに送信したことをもって、規則第 11 条の 2 第 1 項の報告をしたものとみなし、会員が決済照合システムに送信した情報は、月次で、㈱証券保管振替機構から本協会が受領する。

(2) 上記（1）に掲げる取引以外の取引（会員による直接報告）

平成 25 年 4 月 1 日の約定分から開始する。

会員は、1 か月間に約定した取引について、当該月の翌月 20 日（20 日が休日の場合は翌営業日）までに本協会に報告する。

ただし、暫定報告開始までに本協会に届け出た場合には、3 か月毎に報告することができる。その場合においては、報告期間の最終月の翌月 20 日（20 日が休日の場合は翌営業日）までに本協会に報告する。

報告に際しては、別紙の入力要領にもとづき作成したファイルを、協会 WAN の双方向機能により提出する。

7. その他

社債の取引情報の公表開始後の報告要領については、「社債の価格情報インフラ整備等のワーキング・グループ」における検討の結果等を踏まえ、改めて定めるものとする。

以 上

自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 24 年 12 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 17 日から 5 月 18 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、7 月 17 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記により「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 6 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、ご報告申し上げます。

記

「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(平成 24 年 7 月 17 日)			検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項		
1	適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等について、上場前の勧誘制限を緩和すること。 【外国証券の取引に関する規則】	⇒	○見直しを行わないことを決定 (外国証券の取引等に関するワーキング・グループ) 【検討の内容】 今回の見直し要望は、規則に定める要件を満たすまでの間、単純な情報提供行為まで禁止されとの認識に基づくものであったが、ワーキングにおいて当該行為を禁止するものではない(単純な情報提供は可能である)旨を事務局より明示した結果、規則の見直しは必要ないとの結論に至った。 【今後の対応】 ワーキングにおいて明示した、該当規則に関する事務局の考え方を協会員通知により周知する。
2	「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の施行を受け、過去に制定した暴力団排除に関する理事会決議の見直しを行うこと。 【「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」(平成 3 年 11 月 20 日理事会決議)、「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」(平成 9 年 8 月 8 日理事会決議)】 ※平成 22 年 7 月から「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」が施行されている。	⇒	○対応済 (反社情報の照会等の在り方に関する合同検討部会ワーキング・グループ) 【対応の内容】 平成 24 年 12 月 31 日をもって「暴力団員及び暴力団関係者との取引の抑制について」(平成 3 年 11 月 20 日理事会決議)及び「証券会社の顧客管理等に関する行為規準」(平成 9 年 8 月 8 日理事会決議)を廃止。
3	アナリストが対象会社の有価証券を保有している場合に、「生計を一にする家族又は同居している家族」の保有分も含めてアナリスト・レポート	⇒	△現在、検討中 【今後の対応】 アナリスト・レポートの取扱いに関し、増資インサイ

	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」(平成 24 年 7 月 17 日) 提案事項	検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	に表示することになっているが、この点を改め、アナリストの家族の保有分については、アナリスト自身がその家族の投資判断に関与している場合に限定すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方 (ガイドライン)】	ダー取引事案への対応として、ブラックアウト期間の運用について論点整理を行うこととしている。左記の提案内容は、増資インサイダー取引事案とは関係のないものであるが、アナリスト・レポートに関する事項であることから一括して議論し、平成 25 年 3 月を目途に結論を得る。
4	利益相反事項の開示方法として、レポートに記載する方法の代わりに、ホームページ上に利益相反事項を全て掲載した上でレポートにはリンク先のアドレスのみを示すなどの方法を選択することも可能であることを明記すること。 【「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」に関する考え方 (ガイドライン)】	同 上
5	従業員持株会等の臨時拠出金について、株主割当有償増資 (ライツオフアリングを含む。) の場合の上限 (1 会員 1 回につき 100 万円) を撤廃すること (法令改正要望含む。) 【持株制度に関するガイドライン】	＜内閣府に規制改革要望を提出＞ 『「国民の声」規制・制度改革についての集中受付』に対し、証券評議会名にて規制改革要望を内閣府に提出 (本年 11 月 29 日付)。 【規制改革要望の内容】 持株会の拠出上限額 (一回当りの拠出金額が百万円未満) から、ライツイシューなど新株予約権の行使金額を除外することとする。 【今後の検討の進め方】 法令改正の実現を受け、必要に応じて、「持株制度に関するワーキング・グループ」においてガイドラインの改正を検討。
6	非対面取引における仮名取引排除に関して、何らかのガイドラインを制定すること。 【協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則等】	△現在、検討中 【検討の内容】 ・「インターネット証券会社における本人確認方法について」(平成 17 年 4 月 インターネット証券評議会作成) の改正について、同評議会及び下部ワーキング・グループにおいて検討中。 ・同評議会での検討結果については、自主規制企画分科会に報告する予定。

以 上